

2026年3月9日

徳島県教育委員会教育長 中川 斉史 様
徳島県教育委員会 教育委員各位

徳島県教職員の会 代表世話人 井内 哲也
住所 徳島市川内町鶴島115 黄金ビル1階 徳島労連事務所内 電話088-665-6644

「徳島県公立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）」 に関する要請書

徳島県の教育進展のためのご努力に敬意を表します。

徳島県教育委員会（以下、「貴委員会」）は、2025年6月の給特法「改正」を受け、「令和8年度から令和11年度までの4年間」の「徳島県公立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下、「計画（案）」）を策定しようとしています。

策定に先立って先日の県議会文教厚生委員会に計画案が報告され、3月12日の貴委員会定例会で決定されることになっています。

計画（案）の「目標」（p.4参照）として、下記のことがあげられています。

- 「1年間における1か月時間外在校等時間の平均を30時間程度にする」
- 「1か月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合を100%にする」
- 「年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする」
- 「退勤時間から翌日の出勤時間までに11時間以上のインターバルを確保する割合を100%にする」
- 「教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す」

上記目標達成のために、「実施する業務量管理・健康確保措置」（p4-9参照）について具体的に記述されていますが、これが、疲労困憊している教員の労働環境を大きく改善し、教員が希望を持てる内容になっているかが、問われるところです。

私たちは、計画（案）が今後4年間、貴委員会・市町村教委・学校長・教職員の取り組みに大きな影響を及ぼすという重要性に鑑み、貴委員会の計画決定を前に、下記のような骨子の要請をいたします。

要請の骨子

1. 教員不足問題（臨時教員の多さと未配置・遅配置問題）についての要請
2. 長時間過密労働、多忙化解消についての要請
3. 「健康確保措置」についての要請
4. 計画（案）の問題点と課題についての要請

なお、要請事項には、地教委や学校長の管轄のものも含まれています。

1. 教員不足問題（臨時教員の多さと未配置・遅配置問題）についての要請

上記計画（案）の「目標」を達成する上で、最も重要なことは、必要な教員を確保することです。

教職員の会は、昨年4月～7月に県内公立学校の教員を対象にアンケートを実施しました（238名の有効回答）。そのなかの「仕事をしていて、どんなことで困ったり不満に思ったりしますか？」との問に対し、「教職員が足りない」との回答が最多の60.5%でした。教員の多くが長時間過密労働で疲労困憊し、疲弊していますが、アンケート結果からも、その最大の原因が教員の少なさにあることが分りました。

アンケートでの記述回答には、次のようなものが多数ありました。

- 4月最初のスタートメンバーは、必要な定数だから、正規教員にしてほしい。
- 病休者の補充の教員はまだ見つかっていない。今後どうなるのか心配だ。
- 休みの教員が多い日は空き時間が補教になり、そのしわ寄せが残業につながり、教員は疲弊している。
- 年度途中で産休育休を取得した際、代替の人がおらず、他の先生に負担をかけてしまい申し訳なかったです。
- 育休等で休むと補充教員がないため、休みにくい。

教員不足の根本原因は教職員の基礎定数に起因していますが、現場の「不足感」は、臨時教員の多さや本来配置されるべき教員が配置されていない未配置・遅配置によるところが大きいといえます。

徳島県の5月1日現在の定欠の数は、小・中・高・特別支援合計で、2021年に545名であったのが、2025年には758名、約1.4倍に増加しています。本来、正規採用にすべき多数の教員を臨時教員で対応している現実があります。

また、県教委が公表した5月1日現在の未配置数は、2022年には10件であったのが、2025年には、32件、約3.2倍に増加しています。徳島県は、多くの臨時教員に依存しながら、その臨時教員の確保さえままならず、配置すべき教員を配置できていない現実があります。それは、下記の3つに分類されます。

- ①産休・病休代替が配置されないままの状態の「未配置」
- ②代替の配置が遅れた「遅配置」
- ③フルタイムの産休・病休代替としては「不完全な配置」

フルタイム教員の産休・病休代替を、12時間程度の非常勤講師配置ですませている事例が多数あります。フルタイムの1/3程度しか勤務しない非常勤講師の配置では、他の教員の授業時数増や校務分掌増になり、多忙化がより一層深刻になっています。貴委員会には、この「不完全な配置」を配置済み扱いにすることなく、完全配置に取り組む責任があります。

必要な教員が必要な時に配置されないことは、産休・病休の当該教員にとっても他の同僚の教員にとっても大きなストレスとなっており、早急な是正が求められます。

徳島県と同様な問題を抱えていた茨城県では、「教員の働き方改革～教員の安定的な確保～」のた

めに、2032年までに臨時教員の9割以上にあたる1600人を正規化する方針を1月30日に発表しました。茨城県知事は、「臨時的に都合よく代替職員を探すというやり方を切り替え、しっかりと正規の教職員を採用する方向に大きくかじを切る決断をした」（「茨城新聞」2026.3.31）と述べています。

徳島県においても、知事に教育現場の実態を伝えて予算確保に取り組み、計画（案）に記されている目標を達成し、「働きやすさ」「働きがい」「よりよい教育」を実感できるよう下記の諸事項の実現を要請します。

要請事項

- ① 新学期のスタートは、必要な教員を正規で確保すること。
- ② 未配置・遅配置は1件たりともあってはならないとの姿勢で取り組み、貴委員会の責任で未配置・遅配置をゼロにすること。
- ③ フルタイムの代替は、非常勤講師でなく、フルタイムで配置すること。やむを得ず非常勤になった場合は、複数配置すること。
- ④ 未配置・遅配置をなくすため、先進地に学び、正規教員をプールして対応していく制度を導入すること。
- ⑤ 安心して産育休・年休・時短等を取得できるよう、教育予算を増やし、県単独負担教員を確保すること。

2. 長時間過密労働、多忙化解消についての要請

多忙・過労・健康不安、そして疲弊

計画（案）にある目標達成に不可欠なのは、先に述べた教員の確保と多すぎる仕事の見直しです。「仕事をしていて、どんなことで困ったり不満に思ったりしますか？」とのアンケートの問に対し、「教職員が足りない」に次いで多くの教員が「多忙」（51.7%）をあげていました。また、「過労により自分の健康や車の運転に不安を覚えたことはありますか？」との問に対し、「ある」は過半数の57.3%でした。1日平均4時間以上も残業をしている教員が7.9%と1割近くもありました。極めて深刻な事態です。

現場からの「悲鳴」 — 「就業時間内には終わらない仕事量」 —

仕事量について、悲鳴とも言える記述が多数みられます。

- 就業時間内に終わる仕事量ではない。
- 体育や文化行事の練習で放課後の時間をとられている（体育・水泳・陸上等）。
- 土・日の生徒引率など、勤務時間以外に参加しなければならないことがいっぱいある。
- 子どもが小さいため、時間内に仕事を終われるように頑張っているが、残業しないと終わらない。
- 残業するなどと言われるが、残業や休日出勤をしないと業務が終わらない。

残業の原因 — 人（教員）が少なく、仕事が多いこと —

なぜ残業が多いのか、それは、人が少なく、仕事が多いからです。そのため、過密労働で体調が悪くなっても休みにくく、疲弊し、ついに倒れてしまいます。教員の過酷な勤務は国民に広く知れ渡っており、臨時教員の希望者は減少し、未配置・遅配置が続出。本来配置されるべき教員さえいないのですから、より多忙になり、残業が多くなっていくという悪循環に陥っています。

徹底した業務の見直しが不可欠

— 教員本来の仕事をしてほしい！ —

今、教員は種々雑多な仕事に追い立てられています。こうしたなか、本来の仕事である教材研究や子どもと向き合う時間を求めています。アンケートでは、よりよい授業を準備するのに、7割近くの教員が1コマ1時間以上が必要だと感じています。

- 働き方改革と言いながら、仕事内容の取捨選択ができていない。新しいことを増やしたり、教員不足だったりするので、従来の不必要なものを無くして欲しいのになくならない。まずは、仕事内容を選別し、教員の負担を減らさないと、結局は生徒へも影響が出てくる。また、そのような働く環境では、新卒者も教員になりたいと思わない。現場で声を上げても、残念ながら何も改善はしない。
- 教員本来の仕事をしてほしい。

— 教員以外の人でできる仕事は、教員以外の人に —

多忙化の一因は、教育活動とは言えないことを教員が数多くしていることです。これに関する記述回答の一部を紹介します。

- 子どもに直接関すること以外の仕事が多すぎる。
- ICT関係は何でもかんでも教員に任せすぎ。環境が悪くなく、機械の調子が悪いと校務が滞る。専門の人を配置してほしい。
- 集金の声かけや会計など、教員でなくともできる仕事を他に回さなければ、本当の働き方改革とは言えない。
- 給食無償化にして、公会計化にしてほしい。
- 教員でなくてもできる仕事はどんどん外部の人材を活用してほしい。
- 教室のワックスがけや窓掃除、カーテンの洗濯、エアコンフィルター掃除などを業者にしてほしい。また、年一回でもいいのでトイレの掃除もプロにしてもらいたい。カビが発生したままで、学校にある掃除道具では落とせないことやとても時間がかかる汚れだったりするから。
- 教員一人一人がかかえている業務が多い。子どもを見取り、個に応じた授業計画を立てることができるとしてほしい。
- 朝のカギ当番は教育活動とは思えない。教員の仕事ではないはずだ。
- しなくてもいい、あるいは他に任せられるものは任せて、授業等に注力できる魅力ある職にする必要があると思う。

雑務に追われる教育現場で、教員としてのやりがいや充実感が乏しくなり、教員は多忙・過労で疲弊しています。「教員以外の人でできる仕事は教員にさせない」という行政の強い姿勢とそのため
の予算・人の確保が不可欠です。

—— 徹底した研修の見直し ——

研修の精選を求める意見が多数ありました。「今までやっていたから」と継続していたのでは、教員
の過密労働・多忙化は改善しません。多忙化問題を解決していくには、今までやっていたことを
やめる勇気が必要です。

- 研修が多すぎる。放課後の時間が取れない。教材研究の時間が取れない。
- コロナ禍では、従来出張していたものが、オンライン研修になったが、最近オンラインで大
丈夫なものも出張に戻っているものがある。教員不足で補教が難しいので、よく検討して
いただきたい。
- 研究授業や学校訪問時の公開授業で必ずICTを使うように強制される。
- タブレット活用を、研究授業や県教委訪問で指定しないでほしい。

—— 報告・提出文書の大幅削減 ——

多忙を極める学校現場から、報告・提出文書の削減を求める声が多くあがっています。

- 一人一人の教職員の負担感を減らすために、提出文書を簡略化してほしい。
- 行政からアンケートを求めてくるけど、それがよけいな負担。
- 慣習となっているが本当に必要なかわからないような調査や報告は、廃止するべきだと感じ
る。授業の準備にあてる時間や残業を減らす方に費やしたい。

魅力ある教育現場にする行政の責任は大きい

教員希望者が増えない、教員が魅力ある職業に思えない最大の理由は、行政の不作為による教員
不足・労働条件の悪さにあるといえます。

子どもも教員も志願者も望む学校現場についての記述がありました。

教員一人一人がゆとりをもてないと、子どもへのよりよき対応は難しくなる。そして、ゆとり
のない教育現場に就職しようと思う人材は限られる。よりよい教育を実現させるために、優秀な
人材の確保は必須である。時間も心もゆとりのある、そして労働に見合った給与が支払われる学
校現場を実現し、優秀な若者にどんどん入ってきてほしい。

上記のような教職員の切実な「願い」を実現するために、徹底した業務の削減をし、勤務時間内
に終了する業務内容にするために、下記のことを要請します。

要請事項

- ① 教員が子どもたちに関わる時間や授業準備等に専念できるよう、可能なものはすべて外部等に委託すること。
- ② 給食費の公会計化を徹底すること
- ③ ICT関係の専門職員を配置・充実させ、教員の負担を軽減すること。
- ④ 小学校における放課後の体操・陸上・水泳等の指導が負担にならないように、大会の開催を見直すこと。
- ⑤ 校時表や学校行事の見直しは、児童・生徒の視点を大切にしていること。
- ⑥ 県教委の学校訪問は、現場の要請に限って実施し、押しかけ訪問をしないこと。
- ⑦ 研究授業や学校訪問時の公開授業等で、ICTの使用を強制しないこと。
- ⑧ オンラインで可能な研修は、オンラインで実施すること。
- ⑨ 徹底した研修の見直しをして、大幅に削減すること。県教委が共催団体となって実施している小教研・中教研の終日研修を中止すること（四国において、県レベルの終日研修をしているのは、徳島県だけ）。
- ⑩ 小人権・中人権・高特人権は、真に自主的なものとし、会員登録・研修参加の任意性を尊重し、会員外を拘束しないこと。
- ⑪ 部活動の負担軽減に、より一層取り組むこと。
- ⑫ 報告・調査・アンケートを徹底的に見直し、かぎりなくゼロに近づけること。
- ⑬ 「校舎のカギ当番」を教員の業務から外すこと。
- ⑭ 学校プールや体育館等の施設・設備管理の外部委託をすすめること。
- ⑮ 「朝の交通指導」、土日・祝日等の勤務（「ボランティア扱いされてきたものを含む」）をした場合は、代替措置をすること。

3. 「健康確保措置」についての要請

毎年、夏の猛暑の中で、エアコンの使用を勧める報道が繰り返されています。2025年6月から職場における熱中症対策が義務化され、一定の条件下で、企業が対策を怠った場合は拘禁刑等が科されるようになりました。今、企業や公共施設において、エアコン設置は当たり前になっています。ところが、学校の特別教室・体育館には、未設置が多数あります。学校だけが悪い意味での「別世界」となっており、エアコンを使用したくてもエアコンがない現実があるのです。

暑さのために特別教室や体育館で授業ができないことは、本来、保障されるべき教育が保障されないことを意味します。計画（案）にある教職員の「健康確保」や働く権利、児童生徒の学ぶ権利という観点から、エアコンの設置・充実等が求められています。

上記の立場から、下記のことを要請します。

要請事項

- ① すべての特別教室や体育館に早急にエアコンを設置すること。
- ② 身体に障害のある児童・生徒の学習や教職員の働く権利を保障するために、2階以上の学校にエレベーター設備を整えること。

4. 計画（案）の問題点と課題についての要請

(1) 「人事評価に勤務状況等の項目を設定し、運用」することについて

計画（案）の「〈取組の柱1〉タイムマネジメントの徹底」（p.5参照）のなかで、「教育職員の勤務状況の把握・改善のため、人事評価に勤務状況等の項目を設定し、運用する」としています。正規教員の増員、未配置・遅配置の根絶、徹底した業務の見直し抜きにこのような人事評価項目が設定・運用されると、大量の仕事をかかえた教員を、校長や教頭が学校から出すことに注力することになりかねません。そのなかで、学校に残っている教員は、「要領が悪い」「仕事ができない」というレッテルを張られかねません。教員への管理が強化され、時短ハラスメントが横行して、今以上に風通しの悪い職場になりかねません。

「人事評価に勤務状況等の項目を設定し、運用する」ことで、教員が膨大な仕事を家庭に持ち帰ったり、土曜日や日曜日に仕事に来たり、今以上に実態と異なる出退勤記録になったりすることを危惧します。

上記のことから、下記事項を要請します。

要請事項

- ① 勤務時間を計測するにあたっては、各学校の教職員の休憩時間や持ち帰り仕事、土日等の勤務も含めた正確に反映した勤務実態を把握すること。
- ② 「人事評価に勤務状況等の項目を設定し、運用」しないこと

(2) 新たな負担・業務を学校・教員に強いることになりかねない事項について

○ 計画（案）には、『学校と教師の業務の3分類』に基づく、業務の削減、役割分担の適正化」（p.6参照）と称しながら、曲解し、教員の業務を増やす記述があります。

・保護者等と連携し、学校周辺の通学路や校門付近における日常的な交通整理・交通指導を行う。

「学校と教師の業務の3分類」（平成31年中教審審申）では、「登下校時の通学路における日常的な見守り活動」を、「学校以外が担うべき業務」と位置付けていますが、計画案は「保護者と連携して」「日常的な交通整理・交通指導を行う」ことを学校の業務にしています。

本来、学校が必要に応じて判断すべきことを、貴委員会や地教委が学校に求めることで、教員の負担が増えることとなります。

・ICT機器の設定や簡易的な運用支援、校内LANの基本的な管理補助を情報通信技術支援者（ICT支援員）と分担して行う。

「学校と教師の業務の3分類」では、「**教師以外が積極的に参画すべき業務**」である「ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理」は、「教育委員会と連携を図りながら、**事務職員**等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて**外部委託も積極的に検討**」すべきとしています。

貴教育委員会や地教委は、「ICT支援員を大幅に増員し、教員の負担をなくします」とすべき立場であるのに、「ICT機器の設定や簡易的な運用支援、校内LANの基本的な管理補助を情報通信技術支援者（ICT支援員）と**分担して行う**」と教員に義務づけているのです。これは、「働き方改革プラン」ではなく、「働き方『改悪』プラン」です。

貴委員会や地教委の仕事は、教員が教育活動に専念できるように必要な時に必要な教員を配置し、校舎やICT機器等の施設・設備を整えることです。それが極めて不十分にしかできず、教員に長時間・過密労働を強いていながら、計画（案）は、「働き方改革プラン」の名で、さらなる負担を求めていることとなります。

疲弊している教員が、この「計画」を目の当たりにした時に、明るい展望や希望が浮かんでくるでしょうか。

○「⑬カリキュラム・マネジメントの一層の推進」（p.7参照）として、次のような記述があります。

- ・同一学年、複数学科で共通の教材を用いて授業を組織的に行う。**
・…（略）…主体的な学びを促進するよう工夫する。また、…（略）…AI等で分析したデジタル教材を、児童生徒に課題として課すよう検討する。

これは、学校現場、教員が必要に応じて協力・創意工夫していくものを、画一的に示すことで、新たな業務を増やすことになりかねません。

計画（案）を読んでいると、先に紹介したアンケートの記述回答が浮かんできます。

働き方改革と言いながら、仕事内容の取捨選択ができていない。新しいことを増やしたり、教員不足だったりするので、従来の不必要なものを無くして欲しいのになくならない。まずは、仕事内容を選別し、教員の負担を減らさないと、結局は生徒へも影響が出てくる。また、そのような働く環境では、新卒者も教員になりたいと思わない。現場で声を上げて、残念ながら何も改善はしない。

上記のことをふまえ、下記のことを要請します。

要請事項

- ① 上記アンダーラインの事項を含め、「働き方改革プラン」と称しながら、次々と教員の業務を増やして「働き方『改悪』」になる諸事項を削除すること。

(3) 「11時間以上のインターバル」「時間外在校等時間が45時間以下」「100%」 今こそ、実現に向けて取り組む時

計画（案）の目標に「退勤時間から翌日の出勤時間までに11時間以上のインターバルを確保する割合を100%にする」「1か月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合を100%にする」（p.4参照）とあります。「100%」というのは、一人の例外もなく、県内のすべての教職員が「11時間以上のインターバルを確保」し、「1か月時間外在校等時間45時間以下」にするということです。

しかし、中学校における高校入試出願期の2月に上記目標を達成することができるのでしょうか。教職員の会に寄せられた受験生を持つ家族の声を紹介したいと思います。

【受験生を持つ家族の声】

高校の入試願書の〆切前日に中学3年生の孫が、「昨日1時半頃、学校にハンコ押しに行ってきた」と言っていました。その時は、てっきりお昼の1時半だと思っていたけれども、再度聞いてみると、なんと夜中の1時半のことでした。孫は続けて、「〇〇さんは、3時で、最後の子は朝5時だった。先生はここ3日間家に帰っていないって言っていた」と言うのです。

次の日の新聞をみると、定員と志願者数がぴったり同じ。まるで神業だと驚きました。ただ、先生が過労で倒れないかと心配です。

このような教員の勤務は、全県全中学校共通ということではないでしょう。しかし、程度の差はあるにしても、出願直前に午前0時を過ぎるというのは、かなりの地域の相当数の学校の実態であるといえます。それゆえ、現状では、勤務実態と全く異なる出退勤記録を作らない限り、「11時間以上のインターバル」「時間外在校等時間が45時間以下」「100%」を実現することは不可能だといえます。

もちろん、高校入試出願事務以外にも、「100%」達成が困難と思われる事例は多々ありますが、「出願事務」問題は、計画（案）にある「100%」に取り組む貴委員会や地教委の覚悟と本気度が問われるものといえます。貴委員会が中心になって県内の入試事務の実態を把握し、地教委や学校と共に知恵を出して目標達成に向けて踏み出すことを期待したいと思います。

以上の点をふまえ、下記のことを要請します。

要請事項

- ① 高校入試事務における中学校教員の勤務実態等を把握し、「11時間以上のインターバルを確保」「1か月時間外在校等時間が45時間以下」「100%」を、出退勤記録上でなく、勤務実態として実現すること。

以上

